

合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費について合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債（充当率95%）をもってその財源とすることができる。（合併特例法第11条の2第1項第3号）

合併特例債の元利償還金の一部（70%）を普通交付税措置。

1. 基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける基金（以下「合併市町村振興基金」という。）に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができる。

(1) 新市町村の一体感の醸成に資するもの

例：イベント開催、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等

(2) 旧市町村単位の地域の振興

例：地域行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業、コミュニティ活動・自治会活動への助成等

2. 標準基金規模

合併市町村振興基金の標準的な規模（標準基金規模）を設定し、基金積立額の目安とすることとされている。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ算出。

ただし、合併市町村振興基金の積立に際し、その必要がある場合には、標準基金規模のおおむね5割増まで積立てを行うことができるが、いずれの場合においても、40億円が合併市町村振興基金の上限。

3. 石狩市・厚田村・浜益村の合併では

石狩市・厚田村・浜益村の合併による算出では、約17.9億円が可能。

新市将来構想では、施策推進のため3つの原則を踏まえることとしており、その中の『(1)地域の輝きを大切に』（新市将来構想 P78）において、「新市を構成する各地域が、それぞれの責任と創意工夫のもと、地域の実情や歴史的背景を踏まえ個性ある発展を図るとともに、ひとつの自治体としての一体感・公平性の確保をしていくことを原則とし、また、地域自治の仕組みを導入します。」としています。

この原則を新市建設計画に活かし、新市の一体感の醸成を図るとともに個性ある地域の発展を大切にしまちづくりを推進するため、基金を設置するものです。